

63	福祉局	社会福祉施設等への非常用電源等整備促進
事業概要	<p>非常用電源等を導入する社会福祉施設等に対し、電源設備、機器等の購入に要する経費を補助することにより、災害時にも施設機能を維持することで社会福祉施設等利用者の安全確保を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">○対象施設 入所・通所・訪問・相談系等全ての社会福祉施設等○補助対象 可搬型電源機器（蓄電池等）、設置型電源設備の整備に必要となる経費○補助上限 機器種別毎に定めた補助基準額に補助率を乗じた額を上限とする	
これまでの経過	<p>令和6年度 事業開始 令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年6月 第1回交付申請受付を開始・令和7年8月 第2回交付申請受付を開始・順次、実績報告書を受付	
現在の進行状況	<p>令和6年度から事業を開始し、社会福祉施設等が、災害発生に伴う停電時等に、当面の間のサービス維持や利用者及び職員の安否確認が可能となるよう、小規模の施設等でも利用しやすい小型の非常用電源等の整備に対して経費の一部を補助している。</p>	
今後の見通し	<p>引き続き、社会福祉施設等に対して、非常用電源等の整備に係る費用を補助することで、社会福祉施設等利用者の安全確保を図っていく。</p>	
問合せ先	福祉局 総務部 総務課	電話 03-5388-3954